平成２８年（フ）第３９８７号
東京都板橋区泉町５－１－401、住民票上の住所埼玉県三郷市早稲田１丁目９－７
債務者　高濱　重教
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２９号
静岡市駿河区大谷３丁目31番14号　シーフロント大谷Ａ　101号
債務者　土屋　　實
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５５号
静岡県焼津市東小川３丁目６－33－106号、住民票上の住所静岡県焼津市塩津216番地の１塩津団地401号
債務者　中村　和弘
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７４号
静岡県藤枝市下青島132番地の１　リリーベル201号
債務者　小沢　広志
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３号
北海道旭川市神楽岡14条４丁目４番16号　ＷｉｔｈＩ　103号室
債務者　水上　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２１号
北海道旭川市８条通24丁目357番地の24
債務者　仲島美佐子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２３号
北海道旭川市末広５条２丁目５番24号　上西マンションＡ－５
債務者　森田　美雪（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１７号
静岡市清水区北矢部町２丁目４番20号　ラ・プランタン101号、旧住所静岡市清水区緑が丘町２番38－１号
債務者　小澤　広剛
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４号
栃木県日光市板橋162番地53
債務者　田中建材こと　田中　恭二
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０５号
栃木県日光市板橋162番地53
債務者　田中ちい子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３３号
栃木県宇都宮市松原３丁目10番16号
債務者　野口　有紀
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３６号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目13番地１　瑞穂野市営住宅30号棟81号室
債務者　千葉　善仁
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３５号
静岡市駿河区登呂２丁目２番21号　シティハイム万松荘５号
債務者　藪崎　英之
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８号
岡山市中区平井５丁目３番54―５号センチュリー平井201
債務者　泉谷　昌徳
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４号
長崎県佐世保市赤崎町306番地３　ファイン赤崎308、前住所長崎県佐世保市春日町14番１号　プラム春日202号
債務者　藪口　真一
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係